

広健監第17号

令和5年9月20日

社会福祉法人 広島修道院
理事長 中島 充人 様

広島市長 松井 一 實
(健康福祉局監査指導課)



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

なお、税額控除対象法人となった後は、別紙のとおり、情報公開を行う必要があることから、事務に遺漏のないようお願いいたします。

記

(有効期間)

令和5年9月20日から 令和10年9月19日まで